

平成29年 7月 1日

各 位

長浜水道企業団

分譲宅地等への新規給水申込口径について

日頃は当企業団水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

これまで、分譲宅地等への新規給水申込口径については同時使用率を考慮した給水用具数からメーター口径φ20ミリを推奨してきました。

しかし、近年の世帯分離による核家族化や節水器具の開発等による1回当たりの使用水量の減少およびヘッダー配管システムの普及による同時使用時の損失緩和等により水道使用量も変化してきました。

これにより、今後はメーター口径φ13ミリでの申込も受け付けします。

ただし、従来どおり給水引込管はポリエチレン管φ20ミリとし、申込メーター口径がφ13ミリの場合は企業団指定止水栓φ20×13ミリおよびメーターボックスφ20ミリを設置してください。

なお、分譲宅地購入者が屋内工事を申請時にメーターφ20ミリへの増口径を申込される際は、加入金差額の納入後、止水栓口金の変更のみでφ20ミリでのご使用が可能となります。

【 担当:営業課営業グループ TEL:0749-62-4101 】